休日保育事業の利用に関する確認書

船橋市長あて

休日保育の登録及び利用にあたって、下記の注意事項を確認のうえ、署名してください。

（確認事項）

- 休日保育の利用状況は、市より普段在籍している保育施設にお伝えいたします。なお、長期間連続しての通園はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育の利用の際はご注意ください。
- 連絡なくキャンセルや遅刻、利用料の支払いが滞る場合には、以降の利用をお断りすることがございます。
- お迎えは時間に余裕をもってきてください。なお、休日保育の利用時間は１９時までですので、必ずそれまでにお迎えにきてください。
- 適切な利用料の算定及び保育の実施のため、以下の連携機関から必要な情報を取得することがあります。また、以下の連携機関からの求めに応じて資料（申込み書類一式を含む）を提供することがあります。

  認可保育施設、保育入園課、生活支援課
  ※他市区町村を含む

上記事項について、確認いたしました。

保護者署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿